



# 回覧

令和3年9月15日

各 位

晴嵐学区社会福祉協議会  
会長 岡本 紘忠

## 令和3年度大雨災害義援金の募集について

平素は、学区の福祉活動推進のため格別のご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

標記のとおり、中央共同募金会から災害義援金のお知らせがありましたのでご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年7月及び8月の大雨により、静岡県熱海市をはじめ、青森県、長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。これに伴い、中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的として下記のとおり義援金の募集がはじまりました。

義援金につきましては、裏面の受入金融機関口座に直接お振込みいただくか、大津市共同募金委員会（大津市社会福祉協議会）までご持参くださいますようお願いいたします。

なお、大津市共同募金委員会にてお預かりした義援金につきましては、滋賀県共同募金会を通じて中央共同募金会に送金されます。

## 記

【募集先】 社会福祉法人 中央共同募金会

【名 称】 令和3年大雨災害義援金

【配分先】 お預かりした義援金は、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

【募集期間】 令和3年7月19日(月)から令和4年3月31日(木)まで  
(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります)

【義援金受入口座】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料  
※りそな銀行りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

【税制上の取り扱い】

義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に中央共同募金会の募集要綱が必要となりますので、ご入用の方は事務局までお申し付けください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

【その他】

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

【問合せ先】

大津市社会福祉協議会  
大津市共同募金委員会事務局  
地域福祉課 島田・坂下  
電話 526-5336 FAX 521-0207  
メール akaihane@otsu-shakyo.or.jp